

～子育て世帯の皆様へ～ 給付金の申請はお済みですか？

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、臨時特別的な給付措置として、子育て世帯に対し給付金の支給を行うものです。※本給付金は、全国一律の制度として実施しています。

1.支給対象者 …… 次の①から③のいずれかに該当する、令和3年度分の所得が児童手当支給相当の方

- ① 児童手当受給者 …… 令和3年9月分の児童手当を受給した方
- ② 高校生支給対象者 …… 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた高校生（もしくはそれに準ずる児童）を養育している方
- ③ 新生児支給対象者 …… 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童を支給対象児童とした児童手当受給者の方



2.給付額 …………… 児童一人あたり一律10万円（現金一括給付）

3.給付金の支給手続き

支給対象者①に該当する方で、その児童手当を揖斐川町から受給した方には、令和3年12月に支給済みです。（同時に高校生を養育している方には、高校生分も一緒に支給しています。）

児童手当を所属庁から受け取っている公務員の方、また支給対象者②および③に該当する方は申請が必要です。

※令和3年12月時点で支給対象となっている方には、個別にお知らせを送付しています。

※その他、申請受付期間中に支給対象となった方、申請を希望される方は、申請様式を揖斐川町ホームページよりダウンロードしていただくか、揖斐川町役場子育て支援課窓口までお越しください。

4.申請受付期限 …… 令和4年3月31日（木）まで

5.お問い合わせ …… ● 内閣府コールセンター Tel.0120-526-145 受付時間：平日9時～20時（土日祝休）
● 揖斐川町役場子育て支援課 Tel.22-2111（内線242）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分）について（再度のお知らせ）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行っています。

※本給付金は、全国一律の制度として実施しています。

※本給付金は、令和3年6月からご案内しています。すでに受給された方は、再度対象とはなりませんので、ご注意ください。また、併給はできません。

1.支給対象者

令和4年3月末時点で18歳までの児童（一定基準以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育している方

ひとり親世帯分 ①から⑤いずれかに該当するひとり親の方（ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った方を除く）

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当を受給した方
- ② 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっている方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当受給相当の収入となった方

ひとり親以外世帯分 次の①②どちらかに該当する方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の方
- ② 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2.給付額 …………… 児童一人あたり一律5万円

3.給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書および添付書類を役場子育て支援課にご提出ください。

4.申請受付期限 …… 令和4年2月28日（月）まで

5.お問い合わせ …… ● 厚生労働省コールセンター 受付時間：平日9時～18時
Tel.0120-400-903（ひとり親世帯分）
Tel.0120-811-166（ひとり親以外世帯分）
● 揖斐川町役場子育て支援課 Tel.22-2111（内線242）



「所得税及び復興特別所得税の確定申告・町県民税申告」のお知らせ

申告受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)※土・日・祝日を除く

町県民税の申告書は、2月上旬頃郵送予定です。申告書が届かなくても必要な方は申告してください。

申告には、所得税及び復興特別所得税の確定申告(国税)と町県民税申告(地方税)がありますが、所得税及び復興特別所得税の確定申告をされますと、同時に「町県民税申告」がされたものとみなされます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

- (1) 令和3年中の所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた金額が税額控除(住宅ローン控除等)の合計額以上の方。
- (2) 給与所得者のうち、たとえば、次のような方が該当します。
 - ① お勤め先で年末調整を受けていない方
 - ② 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入金額と、給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与所得者の方で給与などの収入金額の合計額が2,000万円を超える方
- (3) 土地、建物、株などの売却による譲渡所得のあった方(但し、上場株式の譲渡所得で、特定口座の取引で源泉徴収されている場合は、申告しなくても差し支えありません。)
- (4) 上記以外の方でも医療費控除、寄附金控除または雑損控除など各種控除を受けたい方や、雑所得や一時所得など各種所得の合計額から所得控除を差し引いて残額のある方などは、確定申告をする必要があります。

年金受給者の確定申告不要制度

公的年金等を受給されている方で、次の①・②のどちらにも当てはまる方は確定申告が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額が400万円以下の方(複数から受給されている場合は、その合計額です。)
- ② 当該年金以外の他の所得金額の合計が20万円以下の方

注) 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。

※ 確定申告書の提出を要しない場合であっても、公的年金等に係る雑所得以外に所得のある方や控除内容に変更または追加のある方などは、町県民税の申告が必要になる場合があります。

町県民税申告が必要な方

令和4年1月1日現在、揖斐川町内に住所のある方で、次の①～③のすべてに当てはまる方

- ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告をされない方
- ② 給与所得のあった方で勤務先から役場へ「給与支払報告書」の提出のない方
※ 提出の有無は勤務先にご確認ください。
- ③ 営業、地代、家賃、配当、農業、年金などの所得があった方
注) 令和3年中に所得がなかった方でも、申告が必要な場合があります。
(生活状況等を記入して申告していただくこととなります。)



- 国民健康保険に加入している方(国民健康保険税の計算に必要となります。)
- 所得に関する証明書が必要な方(国民年金保険料免除申請、福祉医療、児童扶養手当などの公的扶助、町営住宅入居、幼児園入所、教育等に関する申請に必要となる場合があります。)

医療費控除・セルフメディケーション税制の領収書(レシート)について

領収書(レシート)の添付・提示に代わり、**「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(令和3年1月から12月の間に支払ったもの)**を記入し、提出していただきます。

これらの様式は、役場税務課(各振興事務所)、税務署窓口または、町及び国税庁ホームページからも取得できますのでご利用ください。

なお、「医療費控除の明細書」は医療保険者から交付を受けた医療費通知などを提出することで記入を省略することができます。**(医療費通知の内容によっては省略できない場合もあります。)**

また、どちらの控除も、領収書等をご自宅で5年間保管していただき、税務署から提示等の求めがあった際は応じなければなりません。

- セルフメディケーション税制の明細書には、健康への保持増進及び予防への取組を行ったことを明らかにする書類、医療費等のうち保険金などで補填される金額のわかるものが必要となります。
- 医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制です。どちらか一方のみの控除を受けることができます。

※医療費等領収書の添付または提示では受付できません。

申告書作成に必要なもの

- 給与所得、退職所得、公的年金に係る雑所得の源泉徴収票の原本
- 所得控除を受けるために必要な証明書、領収書など(令和3年1月から12月分のもの)
 - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - 社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の控除証明書または領収書
 - 配偶者所得のわかるもの
 - 障害者控除を受ける方は身体障害者手帳や療育手帳など
 - 寄附金控除に伴うふるさと納税などの「寄附を証明する書類(受領書)」**(ワンストップ特例制度を利用された場合でも、医療費控除などにより確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度は無効となるため、同時に寄附金控除の申告を行う必要があります。)**
- 申告者本人名義の金融機関名及び口座番号がわかるもの(所得税の還付を受ける場合)
- 利用者識別番号がわかるもの(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード又は個人番号通知カード**(令和2年5月25日以降記載内容に変更がないカードのみ)**もしくはマイナンバーが記載された住民票(写)※扶養親族となる方のマイナンバーも必要となります。
- 申告される方の運転免許証等本人確認ができる書類
※代理でご家族の申告をされる場合は、ご家族ご本人の「マイナンバーカード又は個人番号通知カード(令和2年5月25日以降記載内容に変更がないカードのみ)」及び「本人確認書類」が必要です。
- 「確定申告のお知らせ」(はがき又は通知書)または町県民税の申告書(税務署または役場から送付された方のみ)



◆お願い◆

申告期間中は会場が大変混雑します。混雑緩和のため次の点にご協力ください。

- 営業・不動産・農業所得のある方は、収支内訳書を事前に作成し持参してください。
収支内訳書については、役場税務課(各振興事務所)または、国税庁のホームページからも取得できますのでご利用ください。
- 「医療費控除の明細書」は、医療機関・薬局・かかった人毎に集計、記入してください。明細書の様式については、役場税務課(各振興事務所)または、町及び国税庁のホームページからも取得できますのでご利用ください。
揖斐川町ホームページ<https://www.town.ibigawa.lg.jp> 国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>
- 「収支内訳書」の事前作成や「医療費控除の明細書」などの集計ができていない場合は、申告相談をお受けできない場合があります。

令和3年分申告相談会場・日程

■揖斐川地域

月	日	曜日	地区	時間・会場
2	16	水	北方	9時～16時 ※土・日・祝日を 除く。 揖斐川町役場
	17	木	大和(上南方)	
	18	金	大和(若松・房島・極楽寺)	
	21	月	脛永	
	22	火	清水	
	24	木	小島(上野・白樫・市場・瑞岩寺)	
	25	金	小島(上記以外の地区)	
	28	月	揖斐	
3	1	火	揖斐	揖斐川地域全域
	2 ～ 15	水 ～ 火		

■谷汲地域

月	日	曜日	地区	時間・会場
2	16	水	神原・木曾屋・有鳥	9時～15時 ※土・日・祝日を 除く。 谷汲振興事務所
	17	木	高科・岐礼・沖野	
	18	金	府内・上長瀬	
	21	月	下長瀬・赤石・山田	
	22	火	深坂	
	24	木	大洞	
	25	金	名礼	
	28	月	徳積	
3/1 ～ 3/15	火 ～ 火	谷汲地域全域		

■春日地域

月	日	曜日	地区	時間・会場
2	16	水	滝・檜・上ヶ流	9時～15時 ※土・日・祝日を 除く。 春日振興事務所
	17	木	下ヶ流	
	18	金	香六・古屋	
	21	月	小宮神	
	22	火	川合・中山	
	24	木	美束	
2/25 ～ 3/15	金 ～ 火	春日地域全域		

■久瀬地域

月	日	曜日	地区	時間・会場
2/16 ～ 3/15	水 ～ 火	久瀬地域全域	9時～15時 ※土・日・祝日を 除く。 久瀬振興事務所	

■藤橋地域

月	日	曜日	地区	時間・会場
2/16 ～ 3/15	水 ～ 火	藤橋地域全域	9時～15時 ※土・日・祝日を 除く。 藤橋振興事務所	

■坂内地域

月	日	曜日	地区	時間・会場
2/16 ～ 3/15	水 ～ 火	坂内地域全域	9時～15時 ※土・日・祝日を 除く。 坂内振興事務所	

◆期間中は、大垣市情報工房(5階)で税務署の確定申告相談が開設されますのでご利用ください。

9時～17時(土・日・祝日を除く)

※混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。

※入場整理券は、申告会場5階での当日配付、又は、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の二通りで配付します。

※前年までの会場(大垣市民会館)から変更されておりますのでご注意ください。

【お問い合わせ】 大垣税務署個人課税部門 TEL0584-78-4104(直通)

◆譲渡所得(土地・建物・株式を売った場合など)のある方や、初めて住宅ローン控除を受ける方、贈与税・消費税・青色申告の方については、「大垣市情報工房」で申告を受付けております。揖斐川町役場及び各振興事務所では受付できません。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力ください。

◆咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は来庁をご遠慮ください。

◆入場の際に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

◆来庁される際は、感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い(手指消毒液の利用)など感染防止へのご協力をお願いします。

◆来庁される際は、できる限り少人数でお越しください。

◆会場入口にて、ご来場された方のお名前、連絡先を記入していただきます。

◆新型コロナウイルス感染症の防止対策により、「三密」を避けるためにも、自宅でスマホやパソコンでも作成・提出ができますのでご協力をお願いします。詳細は、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

◆混雑状況により、後日の来場をお願いすることがあります。

揖斐川町職員の給与を公表します

人件費とは…

人件費とは、職員の給与・手当そのほか、町長・議員などの特別職の給料・報酬、各種委員報酬など、またこれらに伴う各組合への負担金などのことをいいます。

令和2年度の決算では次のようになります。

令和2年度人件費の状況 (単位：千円)

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費以外
16,382,490	1,791,794	14,590,696

・人件費率(B/A) 10.9%

給与とは…

職員が勤労を提供し、その対価として得るものが「給与」です。給与は、経験年数や学歴、勤務成績などにより決定される「給料」とこれを補完する「各種手当」とに分けられます。各種手当とは扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当などのことです。

職員給与の予算の状況 令和3年4月1日現在 (単位：千円)

職員数(A)	給料	職員手当	期末勤勉手当
246人	858,037	149,181	331,075

給与費計(B)	一人当たり給与費(B/A)
1,338,293	5,440

※職員手当には退職手当は含まれていません。

職員の平均給与額は…

令和3年4月1日現在

区分	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	311,819円	47.03歳
技能労務職	242,277円	55.06歳

初任給は…

初任給は、新規学卒者のように前職がない場合には下記の表のとおり決定されます。

初任給の状況(一般行政職) 令和3年4月1日現在

区分	決定初任給
大学卒	182,200円
短大卒	163,100円
高校卒	150,600円

級別職員数の状況

令和3年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的職務内容	主事	主任	係長・主査	課長補佐	課長・主幹	次長	部長	
職員数(人)	40	15	85	31	24	9	7	211
構成比(%)	18.9	7.1	40.3	14.7	11.4	4.3	3.3	100.0

(注) 揖斐川町職員の給与に関する条例の給料表区分に基づく再任用職員、技能労務職、医療職を除く職員数です。

特別職の報酬等の状況

令和3年4月1日現在

区分		給与月額	期末手当
給料	町長	750,000円	6月期 2.225月分 12月期 2.225月分 計 4.45月分
	副町長	600,000円	

区分		給与月額	期末手当
報酬	議長	300,000円	6月期 2.225月分 12月期 2.225月分 計 4.45月分
	副議長	260,000円	
	議員	250,000円	

職員手当の状況

令和3年4月1日現在

区分	期末	勤勉	
期末・勤勉手当支給割合	6月期	1.275月分	0.95月分
	12月期	1.275月分	0.95月分
職務上の段階などに応じた加算措置… 有			
退職手当(支給率)	退職事由	自己都合	定年・応募認定
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)		

扶養手当	配偶者は月額6,500円 子は月額10,000円 その他の扶養親族は1人につき月額6,500円 16歳から22歳の子には月額5,000円加算
住居手当	月額16,000円を超える家賃の額に応じ、最高で28,000円まで
通勤手当	①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ最高55,000円まで ②自動車等使用者 片道2km以上の職員に対して、距離に応じ月額2,000円から31,600円まで

職員数の状況

各年4月1日現在

区分	職員数		増減
	令和2年度	令和3年度	
一般行政部門	213人	204人	▲9
教育部門	26人	27人	1
公営企業等部門	6人	6人	0
合計	245人	237人	▲8

新たな窓口相談サービスを開始しました

このほど、町では本庁と各振興事務所は無線LAN環境を整備し、タブレット端末を活用した住民の窓口相談サービスを開始しました。

これにより、振興事務所に来訪した町民の方から、振興事務所職員では対応が困難な相談や問い合わせなどがあつた場合に、本庁職員がタブレット端末を通して、住民の方とリアルタイムで対応できるようにしました。



▲相談の様子

身体障がい者の方などの自動車税(種別割)の減免申請窓口が開設されます

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者または精神障がい者の方のために使用する一定の要件を満たす自動車(軽自動車を除く)の「自動車税(種別割)減免申請臨時窓口」が次のとおり開設されますのでご利用ください。

■日時

- 3月2日(水)
- 3月16日(水)
- 9時～15時30分

■場 所 岐阜県揖斐総合庁舎 4階 4C会議室

■対象者

- ①新規に申請する方。
- ②現在減免を受けており、自動車税事務所からの減免案内はがきで「変更あり」と回答した方。

詳しくは左記にてお問い合わせください。

【臨時窓口・お問い合わせ】

岐阜県西濃県事務所
Tel 0584-73-1111
(内線244、245)

岐阜県自動車税事務所

Tel 058-279-3781

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①緑ヶ丘住宅 2戸

- ・住 所 揖斐川町和田386番地
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家 賃 16,200円(浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります)

②脛永駅前住宅 1戸

- ・住 所 揖斐川町脛永642番地1
- ・建設年度 平成24年度
- ・耐火構造5階建 3DK
- ・駐車場 2台
- ・家 賃 26,300円(敷金の3ヶ月分)
- 入居条件 現在同居、または同居しようとする

親族(婚約者含む)があること。
市町村民税及びこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
家賃の他に共益費(下水の使用料、共用部分の電気料など)、敷金が必要です。
所得条件あり

■募集期間

2月1日(火)～2月15日(火)

※土日祝日を除く

■入居予定日

令和4年3月下旬を予定

③鳥住宅及び、谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。

※詳しくは、窓口にてご相談ください。
【お問い合わせ】
揖斐川町役場建設課
Tel 22-2111(内線316)

令和4年度留守家庭児童教室の入室申請について

令和4年度4月から留守家庭児童教室への入室を希望される保護者の方は申請をしてください。

■対象児童

町内在住の小学校1年生～6年生の児童の内、保護者の就労などの事情で、昼間に児童の面倒を見ることが出来ない家庭の児童

※「保護者の就労などの事情」とは左記要件を全て満たしていることが必要です。

①放課後から概ね17時まで就労等していること

②月に15日以上就労等していること
③就労等の状態が3ヶ月以上継続すること

■開室時間

平日(月～金曜日)は授業終了後～18時
学校の振替日は8時～18時

■利用料金

- ・利用料(月額) 4,500円
- ・保険料(年額) 1,800円
- ・別途「おやつ代」が必要となります。

■申請及び提出方法

①新規入室希望者

役場子育て支援課窓口で申請書類を入手いただき必要事項を記入の上、役場子育て支援課窓口へ提出

②継続入室希望者(既入室者)

各留守家庭児童教室で申請書類を入手いただき必要事項を記入の上、各留守家庭児童教室指導員へ提出

■申請期間

2月7日(月)～2月25日(金)

■その他

・詳細については、申請書類で確認してください。
・長期休暇(夏休み期間)の入室については、別途募集します。
【お問い合わせ】
揖斐川町役場子育て支援課
Tel 22-2111(内線241)



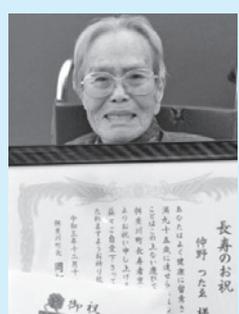
12月の
ご長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



出口 吉明 さん
95歳(三輪)



仲野 つたえ さん
95歳(清水)



河瀬 ふさ子 さん
95歳(北方)



宗宮 利江古 さん
95歳(房島)

あたたかい善意

◆揖斐川町役場へ

12月16日(木)、町の福祉充実のため、寄附金1万円をいただきました。
(匿名希望)

12月23日(木)、アールボ株式会社から、教育振興費として寄附金50万円をいただきました。



12月27日(月)、ハートピア谷汲の杜から、施設利用者やその保護者、職員で製作されたの正月飾りとして寄贈していただきました。



皆様、ありがとうございました。

IBIGAWAフリーマラソン
開催中止のお知らせ

2月27日に開催予定の「第34回IBIGAWAフリーマラソン」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

楽しみにしていた方には申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】
揖斐川健康広場
TEL 21-3100

Information Room
小中学校の就学援助制度について

町では、経済的理由によって小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

【対象】
町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が援助が必要であると認定した方。

- ①市町村民税が非課税である世帯
- ②児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ③保護者の職業が不安定で生活状態が極めて悪いと認められる世帯等

【申し込み】
在学中または入学予定の小中学校へお申し出ください。

【お問い合わせ】
教育委員会学校教育課
TEL 22-2111 (内線451)

Information Room
シルバー人材センター
からのお知らせ

令和4年度事業及び入会説明会の開催
2月中旬より「令和4年度事業及び入会説明会」を揖斐、谷汲、春日、久瀬、坂内、藤橋地区にて開催します。新規会員も募集しています。参加希望の方は電話予約の上、お気軽に説明会にお越しください。

○新規入会説明会
日時 3月4日(金)13時30分
場所 揖斐川町福祉総合支援センター2階会議室

お仕事の受付

自分では無理だがプロに頼むまでもない仕事など、お困りの時はまずはお電話にてご相談ください。お見積りは無料です。得意な会員が対応いたします。

派遣事業も行っております。会社で短期間・短時間だけ人手がほしいという事業主様も、是非ご相談ください。
(仕事例)

- *草刈り・草取り
- *襖・障子・網戸張り
- *資源ゴミ等の分別
- *病院等の付き添い
- *家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、食事作り、買い物、片付け等)
- *軽作業
- *社内清掃

【お問い合わせ】
その他の仕事もお問い合わせください。
(公社)揖斐川町シルバー人材センター
TEL 23-0907

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1. 支給対象者

- ① 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」である世帯
 - ② 令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)
- ※①、②いずれも住民税均等割が課税されている方に扶養されている方のみで構成される世帯は対象外



2. 給付額

1世帯あたり10万円

3. 支給手続き

- ①について 役場から2月中に支給要件及び振込口座の確認書を送付予定です。
- ②について 申請が必要です。

4. その他

手続き方法、給付スケジュール等、詳細が決定次第、町ホームページへ掲載します。

5. お問い合わせ

- 内閣府コールセンター Tel0120-526-145 受付時間:平日9時から20時(土日祝休)
- 揖斐川町役場政策広報課 Tel22-2111

揖斐警察署からのお知らせ



～ニセ電話詐欺多発中～

岐阜県内では依然ニセ電話詐欺の電話が多発しており、揖斐郡内においても詐欺グループからの当たり電話が多発しています。当たり電話の特徴として、同じ日、同じ地域、同じ言葉での手続き案内が挙げられ、詐欺グループの『地域一帯への集中連絡』や、『連絡時のマニュアル化』傾向が認められます。

揖斐警察署では、『県警からの安心安全メール』や、『町役場への防災無線協力依頼』等を通じ、地域の皆さんに情報提供を行っているところですが、詐欺グループの話を信じてしまい、ATMコーナーへ行ってしまう方もいる状況です。

今回当たり電話の具体的な文言を紹介しますので、同じような言葉を電話で聞いたリ、他人から聞いた場合は詐欺を疑い、警察や自分で連絡先の分かっている親族と相談をしましょう。



【のど手術オレオレ詐欺】

『●●だけど喉を手術することになった』
『○○病院ですが、●●さんの手術が必要です』

※2名以上の者が息子、医者等を騙り連絡。子供の名前等については事前に把握しており、連絡時から実在の子供の名前を出してくる。



【役場還付金詐欺】

『○○役場です。介護保険料の還付金があります』
『先に手続きの封筒を送りましたが、確認されていますか』
『手続きの締め切りが本日までとなり、連絡しました』
『本日中の手続きには銀行ATMでの手続きが必要になります』
『取引のある銀行担当者から連絡がありますので、取引銀行を教えてください』

※受取手続きがATMでしか出来ないことを説明。役場職員、金融機関職員等2名以上から連絡が入る。

【お問い合わせ】 揖斐警察署 Tel23-0110

No. 4

男女共同参画ってなんだっけ？

今月のテーマ
女性の活躍推進！

昨年開催された東京2020オリンピックは、ジェンダー平等に取り組んだ大会でした。各国選手団に男女最低各1人のアスリートを含める、開会式の旗手は男女が共同で務めるというルールが作られ、実行されました。また、女性アスリート参加比率が約49%、大会組織委員会理事会の女性比率は42%でした。これを踏まえて、日本の女性の活躍に関するデータをみてみましょう。

ジェンダー・ギャップ指数2021

順位	国名	値
1位	アイスランド	0.892
2位	フィンランド	0.861
3位	ノルウェー	0.849
120位	日本	0.656

経済・教育・健康・政治を指標に各国の男女格差をランキング。1に近いほど男女平等であることを意味します。日本は156か国中120位で、指標別の値では、政治と経済が特に低くなっています。

出典：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」

国会議員の女性割合

国名	割合(%)
フランス	39.5
アメリカ	27.3
韓国	19.0
日本	10.2

出典：日本は衆議院HP、その他の国は、IPU Women in politics2021

企業役員女性の割合

国名	割合(%)
フランス	45.1
アメリカ	28.2
日本	10.7
韓国	4.9

出典：OECD“ Social and Welfare Statistics” 2020年の値



データが示すとおり、日本における女性の政治経済分野への参画は、他の先進諸国と比べて低い水準にあります。国は、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しています。人口の約半分は女性なのに、リーダーの大半は男性というのは不思議だと思いませんか。女性がそこに加われば、女性視点の防災取組や雇用・出産に関する課題など、男性だけでは思いつかない意見が出て、あらゆる人が暮らしやすい社会に近づくかもしれません。

もうすぐ来年度の役員や人事を決める季節です。皆さんもご自身の所属する職場や地域で男女共同参画のことを思い出してみてください。そして、東京2020オリンピックのように男女が共に活躍する揖斐川町を目指しましょう。

お問い合わせ：政策広報課
☎22-2111

記載の内容は、内閣府男女共同参画局ホームページ

https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/index.htmlをもとに作成しました。

公務員合同説明会案内

日時	令和4年3月5日(土) 13:00～16:00 令和4年4月9日(土) 13:00～16:00
内容	13:00から各参加団体より順番に説明を実施します。 終了後、各参加団体ごとに分かれて詳細説明や質疑応答等を実施します。
場所	岐阜県大垣市林町5-18 光和ビル 4階会議室 (大垣駅北口より徒歩1分)
参加団体(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊大垣地域事務所 ● 岐阜県庁(説明は3月5日のみ) ● 西濃教育事務所 ● 警察署 ● 大垣市役所(説明は4月9日のみ) ● 大垣消防組合

※1 安全面を配慮しながら開催しますが、状況により延期及び内容の変更をする場合があります。

※2 お問い合わせ「自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所」大垣市林町5-18光和ビル2階
☎0584-73-1150

